

## 地域公共交通協議会の運営について

### 1 現状

- 毎年度 3 回開催（バス専門部会 3 回、東西交通専門部会 2 回を除く）
- 協議会の内容は各部会における議決事項を議決するものが多い
- 部会の議決事項にはスピード感を持った議決が必要
- 委員や事務局の日程調整に苦慮
- 運賃協議会など新たな関連する会議の負担増

### 2 協議事項

以下の方向性で運営を行ってよろしいか伺うもの。

### 3 方向性

- 基本的に年度末 1 回の開催（2 つの部会の運営は継続）
- 議決事項がある場合、以下の流れで対応
  - ① バス専門部会または東西交通専門部会の開催
  - ② 部会開催後、事務局から会長へ協議、承認
  - ③ 委員に書面通知・照会、議決※ただし、対面での協議が必要な案件がある場合は会議を開催
- 協議会における協議事項や報告事項がある場合、以下の流れで対応
  - ① 会長と事務局が協議
  - ② 委員に書面通知・照会※ただし、対面での協議等が必要な案件がある場合は会議を開催